

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同
で設立・運営している法人です



No.7

発行日 令和4年5月18日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

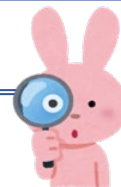
<http://www.kouken-center.or.jp>

『もっと気軽に使える制度にして欲しい!!』

新聞・雑誌等を見ると成年後見制度は敬遠されがちのようです。親族が後見人になりたい場合、①監督人が付くのか、②成年後見制度支援信託を利用させられるのか、①②はなく親族が単独で後見人になれるのか、が申立て前にはっきり見通せないことも一因かと思います。親族後見人が後見報酬をもらわないつもりでも、①②だと費用がかかり、多くの年金の少ない人にとってはとても困るのです。ここが改まらないと制度利用は今後も増えることはないでしょう。

つまり制度利用者への負担軽減措置が必要なのです。
国にはぜひこの点の改善を第二期の利用促進計画の推進
の中で期待します。

多摩南部成年後見センター所長 小林正人



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します!

『後見センターはどのような方に 法人後見を行っているの?』

後見センターが法人として受任させて頂くのは、後見人が必要だけれども、なり手を探すのが難しい方々です。引き受けられるご親族がいらっしゃればご親族に、一般的な後見報酬をお支払いいただけて、大きな課題がなければ専門職後見人に、居所が安定していて大きな財産管理や課題がなければ市民後見人の方々にお願いしまして、これらの状況に当てはまらない方々を後見センターが受任させて頂く、ざっくり申しますとこのような感じです。

大きな課題って何だろうと思われませんか。主に、虐待や権利侵害を受けている方、疾病や障害によりギリギリの状況で在宅生活を営まれている方など個人の後見人が対応するには難しい場合を想定しています。後見センターは法人の強みで、複数人や組織で対応をすることによって問題解決を図っています。今後も、法人の強みを生かして、困難な状況にあっても、その方が望む暮らしを送れるよう、少しでもお力になればと思います。

『市民後見人 zoom カフェ開催』



令和3年11月から令和4年2月にかけて、『市民後見人 zoom カフェ』を計4回開催し、延べ19名の市民後見人の皆様が参加されました。

ご本人の意向に沿う支援についてどのようにしたらよいか、書類の保管や記録方法について、後見事務をするにあたって感じたこと等、それぞれが意見を申し合いました。コロナ禍のためオンラインではありますが、顔の見える交流ができ、経験談がとても参考になった等の感想をいただきました。



◆ 令和3年度 後見人連絡会 より ◆



令和3年11月18日、令和3年度後見人連絡会がオンラインにて開催されました。当センターをはじめ、弁護士、司法書士、社会福祉士の各団体、5市の社会福祉協議会、包括支援センターから最近の受任傾向や近況の報告があり、その後、グループに分かれて情報交換を行いました。受任調整の課題や後見人が受任した後の連携について、本人との信頼関係の構築について等、話題は多岐にわたって意見交換がなされました。令和4年度も開催予定です。是非、ご参加ください。



令和3年度 家庭裁判所研修 より



令和4年1月13日、東京家庭裁判所立川支部の書記官3名を講師としてお迎えし、家庭裁判所研修を開催しました。コロナ禍のため昨年に引き続きオンラインにて開催、59名が参加しました。成年後見制度の利用者数が年々増え続けており、家族の生活環境の変化により専門職後見人が82.5%を占め、親族後見人が20%を切っていると説明がありました。

毎年行っている研修会です。聞いてみたいテーマがありましたら募集中ですので当センターまでお知らせください。(TEL:042-498-5802 担当:長谷川)

《連載》質問です！こんなとき、どうするの？



市民後見人さんから寄せられる「よくある質問」を連載します！

Q キャッシュレスの流れが進む中で、今後、後見人の立て替え費用をキャッシュレス決済することはできるのでしょうか？

A 後見人が本人の費用を立て替える時に、カードやアプリ等でキャッシュレス決済することは、複雑な問題が内在しているので注意が必要です。立替時に加算されるポイントは後見人の利益に帰属するという問題点があるため、ポイントが加算される決済方法は避けなければなりません。疎明資料として、レシートを必ず保管し、後見人個人の支出と混同しないよう管理しましょう。